

第一種の対象面積が十八万平方メートルぐらいでございます。従来、その対象戸数を百六十戸程度と報告したと思いますが、その後個別にこの地域を全部くまなく調査いたしましたところ、全体数といたしますと二百八十世帯くらいでございます。さらにアパートに住んでおられる方が約百七十世帯くらいございます。したがって、全体戸数とすれば四百六十世帯程度になるかと思えます。それから、この申し入れでございますが、去る七月でしたが、防衛施設庁の担当課長さんにおい出いただき、個人防音工事についての説明会を実施しております。それである程度周知できたと考えておりますが、その結果、五軒程度が正式に申請したということでございます。そのほかになお五軒程度が用紙を持って帰ったということでございます。それから、この事務手続について市町村がどの程度援助しているかというところでございますが、これは防衛施設庁と防衛庁と自治省の間で了解事項といえますか、覚え書きが交換されております。これについては最近問題になっております超過負担とも関係いたします。これは純然たる防衛庁の事務であるので、市町村に対して負担をかけないようなことの覚

え書きであります。したがって、公式面では市町村がこれを手伝うのは好ましくないかと思えます。しかしそれでは通り一辺の話でございます。私とも住民サイドに立って、住民を代表する立場に立って手伝うべきだと考えております。PRとか手続き等について御不明な点がありましたら積極的に指導をしていくということにしたいと思っております。

以上でございます。

○市長（石川常太郎君） 自席でお答え申し上げます。

今後とも協力していくのかどうかという御質問でございます。

私も法律等むずかしいことはあまり知らないのでございますけれども、日米安保条約という一つの条約のために横田基地を米軍が使っていると、しかもその条約というものは憲法よりもむしろ重いんだと、優先するんだと、憲法ですら国会で決定したものでございまして、言いかえれば国民が、われわれが定めた法律というようなものでございまして、最終的には国会でございしますが、定めたものでございまして、絶対に守らなければならぬものと思えます。憲法に限らず法というものは守らなけ

ればならないと思います。法を守るという基本認識というものをなくすならば、自由な法治国家というものは成り立たないと私は思います。でございますか、条約というものは好きとかきらいとかいうものではなく、ただ法を守るという精神でいかなければいけないんだというふうに考えております。そういうことでございまして、アメリカ軍が横田基地に駐留しているわけでは、そういう深い意味のものではございませんけれども、だれとも人間は仲よくしていかなければいけないと思います。それがアメリカ人でも、どの人間でも、みんな仲よくしていくことがよいことと考えております。ですから、ことさらに協力とか何かするということではなく、人間として普通のあつき合いをしていくのが常識であろうと考えております。

○二番（松山 清君）最後に一つだけ……これは私の要望というか、いずれにしても、市長の答弁というのはもう四年以上の基地問題などで関連して聞いておりますが、基本姿勢については以前として変わりが無いということであると思っております。その点をいろいろ言葉をもて遊んでおりますが、市長の基本姿勢

勢は変わらない。基地に対してそういう一人の人間をどうこうしているのではなく、基地にいる兵隊を言っているものでありまして、そういう言葉のすり替えはやめてもらいたい。私といたしましては、当然基地がなく、平和な福生市をつくるのが最大の目標であります。又それに伴って基地が存在する上で受けるものもこの被害については、完全に補償させることは当然のことです。そういう点においても全力をあげてやってもらいたいと思います。市長の考えが従来とおり変わりないということを確認して一般質問を終わります。

○議長（貫井喜代次君）以上で一般質問を終わります。

○議長（貫井喜代次君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）御異議なしと認めます。よって本日はこれをもって延

会とすることに決定いたしました。

本日はこれをもう一延会いたします。

なお、次回は九月十九日午前十時から開きます。

午後五時三十三分 延会

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

写

福庶発第二千二十一号

昭和五十年九月十一日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

昭和五十年第三回福生市議会定例会の招集について

昭和五十年九月十一日付け、福生市告示第二十号（別紙参照）をもつて、昭和五十年第三回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写

福生市告示第二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十年第三回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十年九月十一日

福生市長 石川 常太郎 印

一期日 昭和五十年九月十八日

二場所 福生市議会議場

写

福庶発第二千十六号

昭和五十年九月十一日

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

議案の送付について

昭和五十年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第九十二号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 二 議案第九十三号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例
- 三 議案第九十四号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例
- 四 議案第九十五号 福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例
- 五 議案第九十六号 福生市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例
- 六 議案第九十七号 福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

- 七 議案第九十八号 福生市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
- 八 議案第九十九号 福生市の緑を守り育てる条例
- 九 議案第百号 福生市民会館条例を廃止する条例
- 十 議案第百一号 東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 十一 議案第百二号 東京都市町村職員退職手当組合からの一部脱退に伴う財産処分に
ついて
- 十二 議案第百三号 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 十三 議案第百四号 昭和五十年年度福生市一般会計補正予算（第二号）
- 十四 議案第百五号 昭和五十年年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計
補正予算（第一号）
- 十五 議案第百六号 昭和五十年年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）
- 十六 議案第百七号 昭和四十九年度福生市水道事業会計の利益剰余金の処分及び引継
ぎについて
- 十七 議案第百八号 昭和四十九年度福生市水道事業会計決算認定について

- 十八 議案第百九号 中央幹線支線排水路新設工事請負契約
- 十九 議案第百十号 市道路線の認定について
- 二十 議案第百十一号 市道路線の廃止について

写

福庶発第二千七十号

昭和五十年九月十七日

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

追加議案の送付について

昭和五十年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第百十二号 武蔵野幹線排水路新設工事（第一工区）その三請負契約
- 二 議案第百十三号 武蔵野幹線排水路新設工事（第二工区）その三請負契約
- 三 議案第百十四号 武蔵野幹線排水路新設工事（第三工区）その三請負契約



請願第三号

第七小学校区内に学童保育所設置に関する請願書

紹介議員

松山

原

敏

子清

印 印

請 願 要 旨

福生市立福生第七小学校に学童保育所設置を請願致します。

請 願 理 由

議員の皆様には、福生市発展のために御奮闘いただいております、深く感謝申し上げます。

すでに当市に於ては、学童保育所に深い理解をいただき、第二、第三、第五、第六小学校区に学童保育所を設置していただき、働く母親として大変感謝致しておりますが、第七小学校区内には、未だ学童保育所が設置されておりません。そのために、第三小学校学童保育所に二名、第五小学校学童保育所に二名、入所しております。

交通の激しい中を、学区外の遠距離をいきさする姿を見るにつけ大変心をいためております。婦人が安心して働けるように、又、子供達がのびのび活動出来ますよう、第七小学校学区内に学童保育所を設置していただきたく、心から請願する次第です。

昭和五十年九月十六日

請願代表者

福生第七小に学童保育所をつくる準備会

代表 福生市南田園三一三

福生団地十七ー二〇三

鈴木 倭文子 印

福生市南田園二一十六

福生団地十二ー八一三

原 ユリ 印

外 一千二百二十三名

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

請願第四号

子供の虫歯予防対策に関する請願書

紹介議員

原 松
敏 山

敏 子
清

印 印